|  |  |
| --- | --- |
| 一般社団法人 日本鍛圧機械工業会指定用紙 | |
| 整理番号 |  |
| 1. ソフトウエア以外の場合　☑ 2. ソフトウエアである場合　□ | |

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当該設備の概要 | 減価償却資産の種類 | 機械及び装置 |
| 設備の種類又は細目 | 業用設備 |
| 設備の名称 |  |
| 設備型式 |  |
| 本社名・事業所名 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該　当　要　件 | 一定期間（注）内に販売開始された製品であるか | １．該当　　　２．非該当 |
| 「生産性向上」（旧モデル比生産性年１％向上）に該当するか  （※）当該設備がソフトウエアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。 | １．該当　　　２．非該当 |
| 該当要件への当否 | | １．該当　　　２．非該当 |

（注）一定期間は、機械装置：１０年、工具：５年、器具・備品：６年、建物附属設備：１４年、ソフトウエア：５年とする。

「該当要件欄」に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

　２０　　 年　　　月　　　日

〒105-0011

東京都港区芝公園3丁目5番8号

機械振興会館308号室

電話：03-3432-4579

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会

　　専務理事　　中右　豊　　印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

　２０　　年　　月　　日

製造事業者等の名称

製造事業者等の所在地

代表者役職・氏名：　　　　　　　　　　　　　印

担当者氏名：

所　　　属：

担当者連絡先（電話番号）：

【経営力向上計画に係る認定申請書における「８．経営力向上設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更事項(注) | 変更前（都道府県名・市町村名） | 変更後（都道府県名・市町村名） |
|  |  |

（注）経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

(注) 本証明書は、中小企業等経営強化法第１３条第４項に基づく経営力向上設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第１５条第４３項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件（「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件）を満たしていることを証明するものです。これら税制の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法第１３条第１項に基づき経営力向上計画の認定を受けること、経営力向上設備等に該当すること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、平成３１年３月３１日までに取得すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは中小企業庁経営強化法のホームページをご参照ください。（http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html）

【チェックリスト】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 製造業者記入欄 | 証明者  チェック欄 |
| 該　　　　　当　　　　　要　　　　　件 | 販売開始要件の確認 | 当該設備の販売開始日が、取得日から一定期間に属する年度開始の日以後であること。 | １．該当　　　　　２．非該当 |  |
| ＜当該(申請する)設備の販売開始年＞  販売開始年：２０　　年  取得等をする年：２０　　年 |  |
| ＜一代前モデルの発売開始年＞  １．あり（販売開始年：２０　　年）  ２．なし |
| 生産性向上に該当するか | 当該設備の一代前モデルと比較して年平均１％以上の生産性向上を達成している。  （※３）比較すべき旧モデルが全くない場合には、記載不要。 | １．該当　　　　　２．非該当 |  |
| ＜比較指標＞  (＊)以下の１～４までのいずれかの指標で比較。  　１．生産効率【　　　　　　】  　２．精度【　　　　　　】  　３．エネルギー効率【　　　　　　】  　４．その他【　　　　　　】  ＜指標数値＞  （一代前モデル）：  （当該設備）　 ：  ＜生産性向上＞  　年平均　　　％ |  |
| 対象要件への該非 | | | １．該当　　　２．非該当 |  |

（※１）販売開始年はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。

　　　　なお、「年」とはその年の１月１日から１２月３１日までの期間をいう。

（※２）一定期間は、機械装置:１０年以内、工具:５年以内、器具備品:６年以内、建物附属設備:１４年以内

（※３）新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。

　　　　比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。

　　　　比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。